

マネックス・ゴールド・ファンド

投資信託協会分類：追加型投信/内外/その他資産（商品）

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

LBMA 金価格指数に連動する ETF または ETC（上場投資信託）への投資を通じて、金現物価格の値動きと概ね同等の投資成果を目指します。円換算ベースの金現物価格の値動きと概ね同等の投資成果を目指します。実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。ETF または ETC への投資割合は、原則として高位を維持します。

2. 主要投資対象

主要投資対象ファンドは以下の通りです。

名称：iShares Gold Trust Micro ETF

運用方針：LBMA 金価格指数のパフォーマンスへの連動をめざします。

管理報酬等：年率 0.09%

基準通貨：米ドル

運用会社：ブラックロック

名称：iシェアーズ・フィジカル・ゴールド ETC

運用方針：LBMA 金価格指数のパフォーマンスへの連動をめざします。

管理報酬等：年率 0.12%

基準通貨：米ドル

運用会社：ブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッド

* 上記内容は今後変更になる場合があります。

3. 主な投資制限

①投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③金先物の取引を含むデリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2025 年 12 月 1 日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）する場合があります。

- ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合
- ・受益権口数が 10 億口を下回ることとなった場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

8. 決算日

原則として毎年 11 月 30 日（休業日の場合翌営業日）

9. 信託報酬

(1) 基本報酬

信託財産の純資産総額に対して年率 0.0638%（税抜 0.058%）

内訳 委託会社：年率 0.0242%（税抜 0.022%）

販売会社：年率 0.0242%（税抜 0.022%）

受託会社：年率 0.0154%（税抜 0.014%）

(2) 投資対象ファンドの報酬

投資対象ファンドの純資産総額に対して、年率 0.09%～0.12%程度

※ (1) と (2) を合わせた実質的な負担：当ファンドの純資産総額に対して、年率 0.1538%～0.1838%程度（税込、概算値）（年率 0.148%～0.178%程度（税抜、概算値））

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。 ■「マネックス・ゴールド・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。 ■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。 ■投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資者のみなさまに帰属します。

(2026/02)

マネックス・ゴールド・ファンド

投資信託協会分類：追加型投信/内外/その他資産（商品）

本商品は元本確保型の商品ではありません

10. 信託報酬以外のコスト

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等がファンドから支払われます。

- ①組入価証券等の売買の際に発生する証券会社等に支払われる手数料
- ②組入価証券を外国で保管する場合、外国の保管機関に支払われる諸費用
- ③監査法人等に支払われる当ファンドの監査にかかる費用
- ④その他信託事務の処理にかかる諸費用等

上記費用のうち、監査費用は毎日計上され、毎計算期間の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。

※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

11. お申込み単位

1円以上1円単位

12. お申込み価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13. お申込み手数料

ありません。

14. ご解約価額

解約申込受付日の翌営業日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

原則として、毎年11月30日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、収益の分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額

の場合には分配を行わないことがあります。

③当ファンドは、信託財産の成長を優先するため原則として分配を抑制する方針とします。（ただし、基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

17. お申込み不可日等

販売会社の営業日であっても、申込日当日が以下のいずれかの休業日に該当する場合は、原則として購入・換金のお申し込みができません。

・ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商品先物取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申し込みの受付を中止すること、および既に受け付けたお申し込みを取り消す場合があります。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。 ■「マネックス・ゴールド・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。 ■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。 ■投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資者のみなさまに帰属します。

(2026/02)

マネックス・ゴールド・ファンド

投資信託協会分類：追加型投信/内外/その他資産（商品）

本商品は元本確保型の商品ではありません

21. 持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

（注）基準価額が 10,000 口当たりで表示されている場合は 10,000 で除してください。

22. 委託会社

マネックス・アセットマネジメント株式会社
（ファンドの運用の指図等を行います。）

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
（ファンドの財産の保管・管理等を行います。）
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

当ファンドの主な投資対象のETFまたはETC（上場投資信託）が連動目標とする金の価格は、一般に、金の需給関係や為替、金利の変動、国際情勢や経済環境、資源開発の状況、各国政府の政策・規制等の影響を受けます。これらの影響により金の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因になります。

②為替変動リスク

当ファンドは、組入外貨建資産について、投資している投資信託証券の発行通貨に対して円安になれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、円高になれば当ファンドの基準価額の下落要因になります。

③信用リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化、倒産等の影響により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

④流動性リスク

当ファンドにおいて金融商品取引所上場の投資信託証券を売却または購入する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。 ■「マネックス・ゴールド・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。 ■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。 ■投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資者のみなさまに帰属します。

(2026/02)

<選定理由>

ファンド名称：マネックス・ゴールド・ファンド

下記事由により、確定拠出年金用のファンドとして適していると判断し、金へ投資するファンドとして選定した。

- ・金現物価格への連動をめざすETF等を主要投資対象としており、値動きがわかりやすい
- ・信託報酬は同種ファンドで最低水準である

(マネックス証券株式会社)

当ファンドのお取引については、以下のとおり、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

- 2026年1月末時点において、当社の役職員は当ファンドの発行者であるマネックス・アセットマネジメント株式会社（以下「マネックス・アセット」）の役職員を兼職するなど、当社はマネックス・アセットと人的関係があります。（資本関係はありません）
- 当社が当ファンドを販売した場合の委託会社が配分を受ける信託報酬及び成功報酬は、当社と人的関係があるマネックス・アセットに支払われ、当該報酬はマネックス・アセットの収益となります。